

### 第3回検討会議事録要旨

1. 日時：2012年12月21日（金） 9:30～12:00

場所：TKP東京駅ビジネスセンター1号館カンファレンスルーム12A

2. 出席者：安井委員長、荒井委員、市村委員、稲葉委員、大石委員、上妻委員、國部委員、後藤委員、佐藤委員、佐野委員、実平委員、藺田委員、竹ヶ原委員

環境省：大熊課長、井上課長補佐、猿田課長補佐

オブザーバー：金融庁、経済産業省、東京証券取引所、日本経済団体連合会

事務局：みずほ情報総研

#### 1. 持続可能な金融について

C. 持続可能な金融の方向性について、ご議論いただければ。（安井委員長）

C. 資料3-4 p6のアンケート例は、私が行ったもので21世紀金融行動原則に署名した金融機関183社にアンケートを送付したもの。回答は約60社強のアンケート結果。回答結果は、語弊を恐れずに言えば、散々な状況である。自社の環境マネジメントを行っているのが4割弱、評価の仕組みを持っているというのが4割ぐらいだが、持っていない企業も4割強ある。開示状況もわからないという中で、中小企業の情報を活用する観点からいくつかの障害があるように感じる。（後藤委員）

C. アンケートの中の21世紀金融行動原則の銀行側を束ねるWGを預かっていたが、メガバンクから大手の地銀、第二地銀、信金、信組までこのセクターは構成されていたため、組織によるレベル感が異なり、議論が割れることが多かったというのが実態。企業のバランスシートを考えると、企業は資本コストを上回るリターンを資産で持っていなければならないが、極端な例で言うと自然資本、生態系サービスだけに依存している業態だと資本コストとのバランスがとれない。21世紀金融行動原則の署名機関の場合でも、このような議論はまだまだ少ないというのが現状であって、まず署名してもらうことが大事で、ようやくスタートラインに立ったところ。また、地域の金融をどのようにしていくか、ということが非常に重要。加えて、中小企業の環境経営を評価することは情報開示の進んだ大企業相手よりも一般に難しい。こういう企業にとってエネルギーコストの削減、生産性を上げようとするのは、見方を変えれば、エネルギーコストの改善、資源生産性の向上に該当し、こうした読み替えが必要。資料3-4 p12のアンケートにしても、大気汚染抑制や廃棄物排出対策を行っている企業へ投資を行うのはディープなエコロジストに限定されるが、生産性の高い会社に投資しますか、と聞かれれば8割の人は投資すると答えると思う。この問題は、聞く方も聞かれる方も環境経営、環境管理、環境対策の区別がついていない。（竹ヶ原委員）

C. SRIに関して教えていただきたい。日本ではなぜSRI投資の資産残高が低いのかという点と、

これを動かすためにはどのようにすればよいのか（実平委員）

- C. 非常に難しい点で、1つは社会の成り立ち、歴史の問題。1920年代から始まっている米国では、キリスト教的発想で社会の役に立たない企業には投資しないという思想がある。また1960～1970年代は社会運動が非常に盛んでその影響もあった。投資自体の前に、社会的背景、問題意識がある。欧州では、問題意識として移民問題など様々な問題があるが、やはり社会的背景、問題意識が出発点。日本の問題意識は少ない気がする。また海外は公的年金が中心。海外のこれからの課題は企業年金にどのように広げていくかということ。日本の場合はスタートしたのが1999年と言われており、投資信託を中心に伸びてきているが、企業年金を含めて公的年金を含めてどのように取り組んでいくかがこれからの最大課題。SRI投信の残高は2007年には1兆2,000億円程度になったが増分は株式投信で、残りの増分は債券、海外の国際的金融機関が発行しているインパクトインベストメント。このような社会に根付いた、問題意識に根付いた金の動かし方、新しい日本のあり方が出てくることを期待。（荒井委員）
- C. 3点ある。以前は年金も1円でも儲からないものには一切行わないというのがスタンスだったが、現在は年金シニア総合研究機構がアンケートを取るようになったこと自体、意識が僅かに変わってきたこと。2点目は、欧米で金額が多いのはSRIの定義の問題。欧州では多いことを言いたいために広い定義をする。定義が世界的に統一されているわけではない。3点目は、欧州では法制的にバックアップしているということ。イギリスが2000年、年金の運用に当たってはCSRに関して説明責任を課した。説明責任を課しただけだが、結果的には4、5年でSRIに変わった。（後藤委員）
- C. 我々が調べる際には、どのファンドがどの企業の株を購入しているのかを1つずつ拾っていく。ファンドマネージャーでも同じ。しかしある程度のカテゴリーの中できちんとしている企業をみる必要がある。東京証券取引所にはぜひ、環境インデックスなどを設立していただきたい。そこでの企業の選択圏が明確になれば、日本のSRIはこのようなものだと思いますということがわかってくる。（稲葉委員）
- C. インデックスが非常に難しいのは、インデックスを維持するのが非常に大変だから。英FTSEでも指数を作成しているが、FTSEが行っている指数は対象が20万ぐらいで、日本とは指数の発想自体が異なる。運用会社は、入ってきたfeeを全てユニセフに寄附し、社会のために役立つだろうという発想で行っている。これを東京証券取引所で行おうとすると大変だが、東証も様々な指数を作成しているので、環境という指数も面白い。また金融行動原則WGが既にスタートしており、各WGの結果が見えると何が進んでいるかよくわかるので、各WGを積極的に進めていただきたい。エコアクション21に関しては、環境に対しての取組が経営に結びつくことをもっと強調してよいのではないかと。（荒井委員）
- C. 10年程前に、日弁連の理事会で日弁連の持っている年金投資をSRIにすることを提案し、理事会で協議したことがあった。その時は運用会社に問い合わせるとのことだったが、運用会

社はコンプライアンスを見ることを **SRI** として行っていると回答してきた。それは違うと述べたが、何が違うのかについては明確に説明できなかった。結局、環境に配慮した事業活動は実際、どのくらいコンプライアンス上のレベルなのかということ。どの情報をどのように説明するか、という共通の認識がないと説明できない。企業も実施しているという意識は既にあり、何を行えばよいのかという意識がある。どのように変えていくかが問題。(佐藤委員)

C. 2つ申し上げる。1つは、欧米は **SRI** の範囲が広いという話があったが、問題意識があるのを **SRI** と定義してあるのであり、**ESG** の全部を考慮しなければ **SRI** ということではないこと。例えば、クラスター爆弾を考慮するような投資も **SRI** 投資だろうという定義になっているのだが、日本はこの範囲を広げても増えない。そこが最大の問題。金融機関が **SRI**、**ESG** 投資をどのように考えればよいか、といことがこれからの課題。世界的には **SRI** 投資=**ESG** 投資の認識になり、飛躍的なことで頭を切り替えなければいけない。**ESG** が **SRI** の課題になることで全ての企業に関して調査する必要がある。また、金融機関、年金などでは誤解があり、昔の **SRI** に関して議論している。国連が言っていることは、メインストリームを考慮していきましょうということ。最終目的は普通の運用で **SRI** になっているということで、**PRI** の10年後か20年後かの目標になっている。頭の切り替えが必要。(荒井委員)

C. 金融機関や一般の企業の投融資行動がなぜうまくいっていないのかの理由は、合理性がないから。持続可能な社会に進む方向性はあるが、地域、国によって進捗は様々で、政策的にも異なる。中長期的な世の中の方向を考えると、環境問題に関しては気候変動と水の問題を含めて規制はより厳しくなっていくのは確か。それに対応できるかどうかは、リスクとチャンスの両面で企業のリターンに大きな影響をもたらす。ガバナンスに関しては意識がかなり低い。グローバルなルールの中では人権侵害、腐敗防止に配慮できない企業とは取引しないという方向で動いており、リスクとチャンスの両面にかかわってくる。恐らく、お金を出す側とお金出してもらった側の両方に理由がある。お金を出す側で言うと、ショートターム主義に走っている気がする。企業(お金を出してもらった側)に関して言うと、ガバナンスに対する意識が非常に薄い。人権問題に関して言うと、セクハラ、及びパワハラレベルで止まっていて、どのように世界的な基準で人権問題を考えるかの意識があまりない。長期的にみれば合理的には見えない。何らかの方法で変えていかなければいけない。行政がもう少し整理された対応をしていくことを考えていく必要がある。(上妻委員)

C. この領域は膠着状態が続いている。大きな視点でみた時の持続可能な金融のコンセプト的なところをこのような委員会でもはっきり示す必要がある。重要なのは長期的に安定的な資金を使っていく視点。重要であることの一つに環境、社会、及びガバナンスを位置づけて、もっと大きなグランドデザインのところに入れたら、金融界の上の方々とのコンセンサスをとることが必要になってくる。環境情報開示はどのようにすべきなのか、そこから比較して地域金融はどのようにすべきなのか、などのデザインの設計が必要。(國部委員)

C. 2点申し上げる。1つは持続可能な金融として、環境としてのターゲットは何なのかという

こと。SRIと言われていたものが何なのかということを考えて時、CO2に関して言及するということをもう少し明確にしないと金融関係者にはわからない。CO2をターゲットとした時の方策としては、金融企業が所有している株を持っている会社のCO2を全て算出すること。そしてその変遷を明らかにすること。これにより、金融はどのような株を所有しようとしているのかということをも明確にするべきだと思う。もう1つが、金融が行動原則に署名し、環境情報を開示して、環境に関する商品を販売していくことによって、どのようになるかを示す必要があるということ。地方の銀行においては、地方自治体の税金の預け先をどのようにするべきか、地方自治体がどのように銀行を選択するか、そのような仕組みを構築していく必要がある。自治体の役割というものをもう少し明確にするべき。(稲葉委員)

- C. この国の意識が他の国と様々な観点から異なるのは明らか。金融行動における正義に関して議論されていないことが問題。(安井委員長)

## 2. 環境情報の信頼性について

- C. 次の議題(2)「環境情報の信頼性について」では、J S U S代表の中込様にご発表していただき、事務局からの発表も行ったあと、環境報告書における環境情報の信頼性についてご議論いただきたい。(安井委員長)
- C. 本質的な話を始めると、日本と海外の違い、考えの違いなどの話題が出てくるような気がするが如何か。(安井委員長)
- C. あずさの統計によると、第三者保証を受けている企業が増えているとあるが、もう少し大きなサンプルで行えば、第三者保証を第三者意見に変える事例が見られるはず。傾向としては第三者保証が減って、第三者意見が増えている、保証するニーズが企業の中で明確でない以上、保証の枠組みだけ増やしていても十分に普及していかないのは事実。保証はどのレベルまで必要なかを考えていく方が望ましい。環境配慮促進法の作成当初は義務化も見据えて環境報告書の監査指針というものを作成していたが、経済界から反対が多くて環境報告書の監査指針の作成が困難になり、サステナビリティ情報審査会のような機関で行っていきましょうという動きになったが、普及していないのが現状。(國部委員)
- C. 2年前に日経 225 社の調査の中でカーボンマネジメントによって企業を評価しダイヤモンドに発表した。10%強は報告者を発行してないことがわかった。日本の各業種を代表する企業の一割が発行していないことが1つの問題。KPMGの国際調査見ると、発行は日本は99~100%ではぼイギリスと並んでいるが、第三者監査は23%ということで世界の中で著しく低い。欧州では、統合レポートの中でもアニュアルレポートは法定帳簿であるので監査対象になる。2015年以降、様々な形で法制化されるとすると欧州で活躍している企業は、将来的に統合レポートを出さないといけなくなる。信頼性に関しては欧州並みに一定規模以上、統合レポート等は監査を義務化して制度化して考えてよいのではないか。(後藤委員)

- C. クレアンで毎年40数社のレポートを制作している中で、ほぼ9割は第三者審査を受けるようにするか、または第三者意見をいただくようにしている。監査のレベルに達していないというところもあり難しいところだが、そういうところには、徐々にそのような第三者からのチェックをいただくように言っている。また監査、審査になるとコストがかかるので、ハードルが非常に高い。コストのどのくらいの範囲で一定のレベルの監査をすればステップアップできるのか、ということがわかれば、企業にステップアップするところが現れる。もう1つ、報告書の信頼性を高める条件として、国際規格が出されている。また日本の場合はネガティブ情報をきちんと情報開示しているかどうか、というところで信頼性が高まっていると出ている。また企業側からすると、お金を投資して信頼性を高めていく姿勢はあるが、明確なリターンが出てこないと初めの第一歩が進めない。最後に質問だが、サステナビリティ情報審査協会に、ネガティブ情報の取り扱いに関して気をつけていることがあればお伺いしたい。(藪田委員)
- A. 第三者保証は出てきた様々な情報に関して保証することなので、正しい情報という報告書を発行した機関が責任を持つこと。コストとの関係は、いくらだから実施するというのではなく、これだけの手続きを行うので、コストがこれぐらいになります、コストが高いのであれば保証範囲も狭まります、という話になる。開示情報については、2つ大きな懸念がある。1つ目は開示している範囲で、グローバル企業の中には、データの範囲は自分達の目の届く国内だけに限定したりしている。これについて連結ベースから開示していないと、わたくしどもの協会はJ-SUS マークをつけていない。2つ目は、環境情報、サステナビリティ情報の間違いが多いこと。(中込様)
- C. NTTグループの環境gooの読者調査の中で、信頼性等も聞いている。今年のデータは先週、発表したばかりだが1月には掲載する予定。1月に掲載されたら連絡する。(後藤委員)
- C. 3点程述べる。①裾野を広げるためには強制も必要、②有用な情報を出していかなければ、信頼性は上がっていかない、③今ある情報で信頼性を高めるにはどのようにしたらいいか、の3点。1点目の裾野を広げるということについては、上場企業、もしくは告示の出ている企業は強制にしてよい気がする。2番目の信頼性が付与されていないことは、作成者サイドも利用者サイドも、お互い待ちのような形になっている点。3点目は、今あるところでどのように信頼を高めるかという件で、信頼性付与の水準を明確にしたらよいのではないか。外部の第三者の信頼性の付与に関しては認証機関の認証、第三者の保証というものがある。このように段階を決めれば、環境報告書がどの段階のレベルで信頼性の付与がされているかが明確になる。(市村委員)
- C. 消費者の立場から環境報告書を読むことは難しい。以前、環境報告書を読み比べるワークショップを開いたことがあるが、その時は第三者保証、第三者意見はないよりもあった方が消費者の信頼性が上がるということ。ネガティブ情報まで出している環境報告書は消費者にとってかなり信頼性が高まる。コミュニケーションが大事。(大石委員)

C. 環境報告書自体の義務化の議論があったが、義務化が果たして意義があるのか。どのような観点で利用していくのかを示さないと、義務づけられない。保証に関して経験から言うと、初期の頃は、範囲の間違いなどの改善をしてきた。またコストに疑問を感じ、他の保証機関に変更したこともある。コストの面については、環境報告書を出す企業に出すデータや規定データを示せばいいのではないか。このように社会コストを下げながら、環境報告書をどのように活用して、連携を強めてグリーンイノベーションに繋げる姿まで持っていきたいというのが本来のポイントだと思っている。(実平委員)

C. この国は、何となく幸せに過ごしてきたように見える。信頼性というキーワードに関する重みが足りない。社会システムの信頼性が海外とは根本的に異なると言わざるを得ない。国際的にビジネスを行おうとする際には海外流に行わなければいけない。(安井委員長)

### 3. 今後の施策の方向について

C. 次は、議題(3)「今後の施策の方向について」に入る。今後の施策の方向について、ご意見をいただければ。(安井委員長)

C. 環境配慮型のサプライチェーンをすることで、B to B、及び中小企業も環境配慮に導いていく方向性もあって、それは非常に重要だと思う。日本企業に求められているのは、日本の中小企業の競争力をアップさせて、環境にも対応させていく視点が重要なので、このような視点の環境配慮のサプライチェーン、中小企業のB to Bにも対応していくという視点をぜひ入れていただきたい。特にB to B企業に対しては環境に対しての指導効果はかなりある。(國部委員)

C. 中小企業の取組を強化する必要性を報告書には盛り込んでほしい。欧米と日本企業の間立った差は、欧米企業は対応していないとサプライヤーと契約を解除(切る)、日本企業はなかなか契約を解除できない(切れない)こと。日本企業も欧米企業と連携しているところは、今後、切られてしまうというリスクがある。(後藤委員)

C. 今、考えていることは社会構造を一定の方向に変えていこうとしているので、使える政策を総動員してポリシーミックスで対応していくしかない。その中には規制、市場メカニズム、情報的手法、場合によっては行動経済学的手法もあるが、一番有効なのは、市場メカニズム。公共調達の問題と税制優遇が出来るかどうか。規制をすることも、開示しない理由を説明させるというのは、強制と言えれば強制だが、何かを記載するわけではないので、step by stepで始めることが必要。(上妻委員)

C. 第三者保証はコストが高いので安くしないといけない。本研究会のような報告書は、1回限りで終わってしまう。高い理由を分析して、ここを減らせばこれぐらいの価格になるということに記載していかなければ先に進めない。もう一步踏み込んで、きちんとここを直す、と言え

る会をここで駄目なら他で作るべき。(稲葉委員)

- C. 日本は何か良いことがないと出さないが、海外の企業は常に戦闘モードになっていて、指摘されて痛いところはしっかりガードしていく、というところがある。日本企業では、ガードというと開示しないことを意味するが、海外の企業は全部出してしまう、他にはありません、というガードをすることがある。新たな商機を、国際スタンダードでやらなければならないわけで、信頼性をどのように確保すると考えただけで頭が痛くなる。国の根幹に関わる問題のような気がする。(安井委員長)
- C. ガバナンスの重要な情報の中に役員報酬がある。欧州では制度的な規制によって、個人レベルで役員報酬が全額開示されるが、日本企業は開示したがないので法律が役員報酬の全額開示の動きになりえない。これは社会の対応の問題なので、どのように変えるか非常に難しい。(上妻委員)
- C. 日本は環境に関して海外と比べて非常に高い水準だが、ESG というような社会、企業のガバナンスということになると環境省だけでなく、経産省、東証にも関わるので、この点を今後、どのようにしていくかが課題。(荒井委員)
- C. 特定の範囲内の規定演技と自由演技には賛成。日本の企業のガバナンスで大失敗したのはオリンパス。日本企業は今まで事故が起きてなかっただけで今後、事故が起きない可能性はないわけで、グローバル企業はグローバルな対応が出来るような仕組みに変えていくことが示せば良い。(後藤委員)
- C. 自主的な活動を促進していくには、経済的なインセンティブが非常に重要になる。保証だけでなく環境対応にはお金がかかる中、コストの問題をどのようにするか。また環境省は環境会計ガイドラインを作成しているが、記載しているのは環境保全のためのコストで、これを法律でなく企業が行っていることだとしたら、その部分は自主的に行っていることになる。こういう部分での環境保全コストを税制優遇、環境税で配慮する等、経済的なインセンティブと連携して使うと有効。自主的なガイドラインを作成してもなかなか進まないの、少しでも経済的なところを作成していくべき。(國部委員)
- C. 企業の方からも、義務化してもらった方が社内予算も取りやすく、進めやすいとのこと。ただし、規定演技、自由演技というところで分けていくのが良いと思う。一方で、受け取り手側の意識が低すぎるという問題がある。各国の環境意識、CSR 意識を比較すると海外と比べて日本は低くなっており、環境になるとより低くなる。国民対策室みたいなものが出来て、これからの持続可能な社会のために、多くの方にわかっていただくことが必要。国民のリテラシー自体を上げていかないと受け手側の意識が上がっていかないと、作り手側、企業側、発信する側だけが努力してもうまくいかない。(藪田委員)

- C. 様々な情報を開示するのと同時に、信頼性も担保する必要もある。消費者の方で言えば、ネガティブ情報を出すということで信頼性を持てるという判断もある。投資家の方にとってみれば、数値情報が僅かに異なることが信頼性に繋がる。投資の方、消費者の方といった対象となる方との関係において情報を使っていただくことが基本的なことになる。投資家の方とコミュニケーションをしようとした時には、全然異なる手段が必要であり、長文の報告書を開示してもしようがない。きちんと投資家の方とのコミュニケーションツールとして信頼性を担保していければよい。それ以外のところは、誰の、何のための、情報開示なのかをはっきりさせて、皆さんと共に作成できれば無駄な情報を開示する必要がなくなる。(佐野委員)
- C. 2点程考えている。エコプロ展では企業が環境の情報を開示していたが、CMを始めとする企業活動にはほとんど出ていない。環境展で出す情報が新聞紙面、及びCMできちんと消費者に伝えられないのかということが大きな疑問。もっと身近なマスメディアを通じた情報開示の中に、環境情報というものを取り入れていくことがあればよい。あと1つは、受け取る側の体制というのは非常に大事だということ。これから企業の選択をする学生に対しては、大学教育の中で企業の環境報告書の読み比べを取り入れてもらいたい。(大石委員)
- C. 環境報告書の数を増やすという点では、上場企業で一定の規模の企業に関して規制をする時期にきている。公共調達する際には、調達基準の中である程度点数制度にして、一定の基準を満たさなければ公共調達をできなくするといったことをしないと、価格だけの公共調達では、環境配慮のない会社が残ってしまう可能性がある。(佐藤委員)
- C. 公共調達に関しては、環境省のグリーン購入法がある。グリーン購入法は加点制度にして、報告義務を課すことも必要かもしれない。最終回に向けて報告書を取りまとめると思うが、様々な視点からの記述があることを期待する。投資家のリテラシーが低い、企業リテラシーが低いと出てきたが、日本はリスクをあまり考えない習慣がある中でこういったことを行うことは難しい。企業のリテラシーは、戦闘モードの中でこのようなことを行うことが本来の姿。(安井委員長)
- C. 本日のご意見で大きな方向を、理念を含めて打ち出すべきだということで、具体的ところで大、中小企業を含めて、誰のために何の開示だということをしっかりふまえて、どのようなことを進めていくか検討したい。役所のリテラシーが足りないと言われぬようにしっかり案を作成して事前に相談するように行って参りたい。(大熊課長)

以上